

# 一般社団法人神奈川県知的障害施設団体連合会 定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人神奈川県知的障害施設団体連合会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を横浜市に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、知的障害福祉関係施設等の発展を図るとともに、地域社会との連携を促進、強化することにより、知的障害福祉の発展と向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 公益財団法人日本知的障害者福祉協会及び関東地区知的障害者福祉協会に関する業務
- (2) 知的障害福祉に関する政策提言等
- (3) 施設運営等に関する調査研究
- (4) 施設職員等関係者の研修
- (5) 関係機関・団体、地域等との連絡調整
- (6) 知的障害福祉に関する啓発
- (7) その他目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、神奈川県を主に、関東地区並びに日本全国に及ぶ範囲で行うものとする。

## 第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 神奈川県内の社会福祉法人、公益及び一般財団法人、公益及び一般社団法人、

国及び地方公共団体において、知的障害者を主たる対象として障害福祉サービスを行う施設及び事業所の長は正会員となることができる。

(2) 準会員 前項に定める会員以外で、障害福祉サービスを行う施設及び事業所の長は準会員となることができる。

(3) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、この法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体は賛助会員となることができる。

(入会)

第6条 この法人の正会員及び準会員、賛助会員として入会しようとする者は、理事会の定めるところにより申し込みをし、その承認を受けなければならない。

(会費等)

第7条 会員は、会員になった時及び毎年、次のとおり会費等を納入しなければならない。

(1) 正会員は、この法人の活動に必要な経費に充てるため、社員総会において別に定める規程に基づき会費等を支払わなければならない。

(2) 準会員は、社員総会において別に定める規程に基づき会費等を支払わなければならない。

(3) 賛助会員は、社員総会において別に定める規程に基づき賛助会費を支払わなければならない。

2 既に納めた会費等は、返還しないものとする。

(退会)

第8条 正会員及び準会員、賛助会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意に退会することができる。

(処分(会員資格の停止含む))

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その会員に対して処分を行うことができる。

(1) この法人の定款又は規則に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) 法令に違反する不適切な運営があった場合。

(4) 利用者に対する人権侵害や虐待行為があった場合。

(5) 刑事事件に関して起訴された場合。

- (6) 上記(1)～(5)に準ずるその他処分すべき正当な事由があるとき。
- 2 処分の手続きについては理事会において別に定める「会員準則」に基づくものとする。
- 3 処分の結果については、理事会より社員総会で報告し承認を得るものとする。
- 4 会員資格の停止については、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の決議に基づくものとする。

#### (会員の資格喪失)

第10条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受けたとき。
- (3) 会員施設を経営する法人が解散したとき。又は会員施設が閉鎖されたとき。
- (4) 催告の期限を超過して会費の支払い義務が履行されなかったとき。
- (5) 会員資格を停止されたとき。
- (6) 総正会員の同意があったとき。

### 第4章 社員総会

#### (構成)

第11条 社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

#### (権限)

第12条 社員総会は、次に定める事項を決議する。

- (1) 事業計画の決定
- (2) 収支予算の決定
- (3) 事業報告の承認
- (4) 収支決算の承認
- (5) 役員を選任及び解任
- (6) 定款の変更
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) 会員の資格停止
- (9) 前各号に定めるもののほか、この法人の運営に関する重要な事項

(10) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 この法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

2 定時社員総会は、毎事業年度の終了後3カ月以内に開催する。

3 臨時社員総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会において開催の決議がなされたとき。

(2) 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員から、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求が理事にあったとき。

(招集)

第14条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき連合会長が招集する。

2 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、連合会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第15条 社員総会の議長は、連合会長がこれに当たる。

(定足数)

第16条 社員総会は、総正会員の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。

(議決権)

第17条 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第18条 社員総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の資格停止
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面表決権等)

第19条 やむをえない理由のため、社員総会に出席できない正会員は、あらかじめ議案として通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として、表決を委任することができる。

2 前項の場合において、前条の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議事録)

第20条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、次の事項を記載した議事録を作成する。

- (1) 開会の日時及び場所
- (2) 理事の現在数及び出席数
- (3) 議事の経過の概要及びその結果

2 議長及び出席した正会員又は理事の中から議長の指名する議事録署名人2名が、前項の議事録に記名押印する。

## 第5章 役員

(役員を設置)

第21条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 12名以上16名以内
- (2) 監事 2名以内

- 2 理事のうち、1名を代表理事とし、連合会長とする。
- 3 代表理事以外の理事のうち若干名を業務執行理事とすることができる。

(役員を選任)

第22条 理事及び監事は、理事会の決議により別に定める規定により、社員総会の決議によって選任する。

- 2 代表理事は、理事である神奈川県知的障害福祉協会会長、横浜知的障害関連施設協議会会長、特定非営利活動法人川崎市障害福祉施設事業協会会長、相模原市知的障害福祉協会会長の中から、理事会において選任し、連合会長に就任する。
- 3 理事会は、その決議によって、第2項で選任された代表理事以外の会長3名を連合副会長とし、事務局長1名を選任する。
- 4 監事は、この法人の理事を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 連合会長は、この法人を代表し、会務を統轄する。
- 3 連合副会長は、連合会長を補佐して会務を掌理し、連合会長に事故があるときはその職務を代理し、連合会長が欠けたときはその職務を行う。
- 4 事務局長は、この法人の常務、総務を処理する。
- 5 連合会長、連合副会長は、毎事業年度に4カ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。
  - (1) 会計の状況及び業務執行の状況を監査すること。
  - (2) 会計の状況及び業務執行の状況について理事会に意見を述べること。
- 3 監事は、いつでも、理事に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査

をすることができる。

#### (役員任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

#### (役員解任)

第26条 理事及び監事が次の各号のいずれかに該当するときは、社員総会において解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の決議に基づいて行わなければならない。

(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えられないと認められたとき。

(2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があると認められたとき。

2 前項の場合、決議を行う前に社員総会において、その役員に対し、弁明の機会を与えなければならない。

#### (役員報酬等)

第27条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、会務に要した費用については、連合会長が社員総会の決議を経て別に定める基準により支給することができる。

## 第6章 理事会

#### (構成)

第28条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第30条 理事会は、連合会長が招集する。

2 連合会長が欠けたとき又は連合会長に事故あるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第31条 理事会の議長は、連合会長がこれに当たる。

(定足数)

第32条 理事会は、理事の現在数の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。可否同数のときは、議長の裁決するところによる。

2 前項前段の場合において、議長は、理事会の決議に、理事として決議に加わることができない。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第7章 資産及び会計

(事業年度)

第35条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第36条 この法人の事業計画書及び収支予算書を記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、連合会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第37条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、連合会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計画書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計画書)の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

## 第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第38条 この定款は、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の3分の2以上の決議によって変更することができる。

(合併等)

第39条 この法人は、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の3分の2以上の決議により、他の一般法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止をすることができる。

(解散)

第40条 この法人は、法令で定められた事由によるほか、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の決議により解散する。

(残余財産の帰属)

第41条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、この法人と類似の事業を目的とする他の公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第9章 地区会

(地区会)

第42条 この法人は、地区における事業活動の積極的な展開を図るために、会員により組織する地区会を置く。

2 地区の名称、その他については、別に定める。

## 第10章 施設長会

(施設長会)

第43条 この法人に、施設長会を置く。

2 施設長会における役員、会議その他必要な事項については、別に定める。

## 第11章 委員会

(委員会)

第44条 この法人の事業を推進するために次のとおり委員会を設置する。

- (1) 総務委員会
- (2) 政策委員会
- (3) 人権委員会
- (4) 広報委員会
- (5) 研修委員会
- (6) 地域防災委員会

2 委員会の委員は、会員及び学識経験者のうちから、理事会が選任する。理事会は選任した

委員から委員長を1名選任する。

- 3 委員会の任務、構成及び運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。
- 4 委員長は、理事会等に関する連絡調整、情報提供等を行うとともに、事業を推進するため必要に応じて委員会を開催する。

## 第12章 部会

(部会)

第45条 この法人の事業を推進するために次のとおり部会を設置する。

- (1) 児童発達支援部会
- (2) 障害者支援施設部会
- (3) 日中活動支援部会
- (4) 生産活動・就労支援部会
- (5) 地域支援部会
- (6) 相談支援部会
- (7) 支援スタッフ部会

- 2 部会の委員は、会員及び学識経験者のうちから、理事会が選任する。理事会は選任した委員から部会長を1名選任する。
- 3 部会の任務、構成及び運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。
- 4 部会長は、理事会等に関する連絡調整、情報提供等を行うとともに、事業を推進するため必要に応じて部会を開催する。

## 第13章 顧問

(顧問)

第46条 この法人に顧問を若干名置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の承認を経て連合会長が委嘱する。報酬は無報酬とする。
- 3 顧問は、連合会長の諮問に応ずる。

## 第14章 事務局

(事務局)

第47条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には事務職員を置く。
- 3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(職員の報酬)

第48条 事務職員には報酬を支払う。事務職員に支払う報酬の額等については、社員総会の決議を経て連合会長が別に定める基準により支給される。

## 第15章 公告の方法

(公告)

第49条 この法人の公告は、この法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 第16章 附則

(委任)

第50条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(最初の事業年度)

第51条 この法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和5年3月31日までとする。

(設立時の役員)

第52条 当法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事	出縄守英	斎藤喜美夫	弦巻知利	今井康雅
	近藤 誠	川合明子	伊藤洋介	阿部義春
	風間邦忠	矢嶋正貴	森下浩明	上田 理
	飯山文子	宮野義隆	永井清光	能條尚樹
設立時代表理事	出縄守英			
設立時監事	河原雄一	出口博喜		

(設立時社員の氏名及び住所)

第53条 設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

住所 神奈川県平塚市

設立時社員 出縄守英

住所 神奈川県横浜市

設立時社員 斎藤喜美夫

住所 神奈川県大和市

設立時社員 弦巻知利

住所 神奈川県相模原市

設立時社員 今井康雅

(法令の準拠)

第54条 この定款に定めのない事項は、すべて一般法人法、その他の法律に従う。

以上、一般社団法人神奈川県知的障害施設団体連合会設立のため、この定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

令和4年12月9日

設立時社員 出縄守英

設立時社員 斎藤喜美夫

設立時社員 弦巻知利

設立時社員 今井康雅